

令和8年度リスクリング人材育成プラン策定伴走支援事業運営業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

デジタル技術の進展や環境問題の深刻化など、急激な速度で社会環境が変化する中で、特に企業活動におけるデジタル・トランスフォーメーション等への対応の必要性の拡大に伴い、労働生産性の向上に向けて、業務効率化や付加価値向上を図っていくためのリスクリングの重要性がますます高まってきている。

広島県では企業のリスクリング推進を図る取組を進めているところであり、リスクリングに取り組む企業は着実に増え、成果が出始めている企業も出てきている一方で、リスクリングの成果が現れていない企業では、リスクリングを実施することを目的としてしまい、経営戦略と紐づいたリスクリングの方針を定められていないことや、従業員が知識やスキルを習得したものの、活用する業務が整備できていないことなどが課題として見受けられる。

県内企業が、新規事業の創出や既存業務の高付加価値化といった成果に直結するリスクリングを自律的・継続的に実践し、持続的な成長につなげていくために、経営戦略に沿ったリスクリング人材育成計画の策定伴走支援を実施する。

(2) 業務内容

別紙「令和8年度リスクリング人材育成プラン策定伴走支援事業運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という）」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

17,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和8年3月5日（木）午後5時（必着）

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和8年3月13日（金）正午（午前12時）（必着）

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年3月16日（月）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

ただし、質問・回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるものについては、質問者のみに回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県商工労働局人的資本経営促進課

② 提案書様式等

企画提案書提出届（別記様式第1号）による。

企画提案書の作成にあたっては、別紙「令和8年度リスクリング人材育成プラン策定伴走支援事業運営業務企画提案書作成要領」（以下「提案書作成要領」という。）を参照すること。

なお、見積書（別記様式第2-1号及び第2-2号）を添付すること。

③ 提案書提出期限

令和8年3月18日（水）午後5時必着

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（別記様式第3号。以下「申請書」という。）について

- ① 公募型プロポーザル参加希望者は、本業務の公募型プロポーザル実施要領に定める参加資格要件に応じ、申請書（別記様式第3号）及び機密データの保存等に関する申出書（別記様式第4号）を提出すること。
- ② 本件プロポーザルへの参加資格の確認結果については、公募型プロポーザル参加資格確認書により通知する。
- ③ 申請書の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ④ 申請書に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ⑤ 申請書の提出は、持参、電子メール又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。） また、郵便等による場合は、2(1)の期限までに必着することとする。

(6) 仕様書等について

- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書（別記様式第5号）を電子メールにより提出すること。
〈送付先アドレス〉 syojinkei@pref.hiroshima.lg.jp
件名を「令和8年度リスクリソグ人材育成プラン策定伴走支援事業運営業務についての質問」とし、送信後、提出先（広島県商工労働局人的資本経営促進課）へ電話により着信の確認を行うこと。
〈電話番号〉 082-513-3414
- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ電子メールで回答する。

(7) 評価基準について

別紙「令和8年度リスクリソグ人材育成プラン策定伴走支援事業運営業務公募型プロポーザル選定委員会審査に係る評価基準（以下「評価基準」という。）」のとおり。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局人的資本経営促進課に対してその理由の説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和8年3月30日（月）正午（午前12時）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和8年3月31日（火）までに、書面により行う。

(9) 契約の締結

県が最優秀案選定後、当該契約予定者の提出書類に基づき、委託内容、委託料等について協議の上、見積書を徴取し、県の契約担当職員が別に定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

なお、この協議において企画提案の内容を一部変更する場合がある。また、委託予定事業者と協議が整わない場合は、次点の提案者と協議して、契約を締結する場合がある。

契約書の案は別紙「業務委託契約書（案）」のとおり。

(10) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。ただし、県が必要と認めるときは、委託料の一部を概算払いをすることができる。

(11) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(12) 参加者の負担について

申請書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(13) 申請書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書及び企画提案書を無効とする
とともに、指名停止の措置を行うことがある。

(14) 提出された企画提案書について

- ① 提出された企画提案書は、返却しない。
- ② 企画提案書は、本業務受託候補者の選考以外に企画提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、次の場合には、使用することがある。
 - ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合
 - イ 最優秀提案者の企画提案書を公開する場合

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 その他

申請書又は企画提案書を提出した後に本件公募型プロポーザルへの参加を取りやめる場合は、速やかに「取下願」（別記様式第 6 号）を提出すること。

5 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 仕様書

(3) 提案書作成要領

(4) 評価基準

(5) 業務委託契約書（案）

(6) 様式

（別記様式第 1 号）企画提案書提出届

（別記様式第 2－1 号、第 2－2 号）見積書

（別記様式第 3 号）申請書

（別記様式第 4 号）電子データの保存等に関する申出書

（別記様式第 5 号）仕様書等に対する質問書

（別記様式第 6 号）取下願

【問い合わせ先】

広島県商工労働局人的資本経営促進課

担 当：王野

電 話：082 - 513 - 3414（ダイヤルイン）

ファクシミリ：082 - 222 - 5521

メールアドレス：syojinkei@pref.hiroshima.lg.jp